

議第82号

平成29年度滋賀県土地取得事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度滋賀県の土地取得事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

上記の議案を提出する。

平成30年3月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

議第82号
平成29年度滋賀県土地取得事業特別会計補正予算(第2号)

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 県民生活費	1 県民生活管理費	公共用地先行取得事業費	千円 94,487
合 計			94,487